松本みつはる社会保険労務士事務所

ニュースレター



9月

Sep

2012年

まだまだ暑いですね!松本です。

この夏は、オリンピックのおかげで寝不足でした。 柔道・レスリング・卓球・水泳・陸上・・・ 皆さんも熱くなったことでしょう!

我が家では、男子サッカーが一番盛り上がりました。 スペインを撃破したまさかの快挙には、小学生の二人

の息子といっしょに我を忘れて大騒ぎでしたね。

今回、金メダルはわずかでしたが、銀や銅は多いですね。入賞者数では世界8位ですから、それはもう快挙といっていいでしょう!日本選手に感謝です。

ちょっと前の話ですが、事業仕訳で話題になった連ホ ウさんの「**2位じゃダメなんですか?**」という発言を 思い出してしまいました。 この夏のオリンピックで選手たちの奮闘する姿を観るたびに、この発言を思い出してしまいました。そして、心の中でこう叫んでしまうのです。

「2位でいいんだよ。立派なものだよ!」

真剣に、懸命に、努力した結果ですから、金メダルじゃなくても十分立派なことです。入賞でも銅メダルでも銀メダルでも、そりゃもう拍手喝さいです。 柔道の選手のように「金メダルしか許されない」という空気は、ちょっと気の毒でしたね。

そうです。あまりプレッシャーを掛けすぎずに、 のびのびと張り切ってまいりましょう!!

あなたのご愛顧に、感謝!



CONTENTS 今月のお題

01 ごあいさつ

02 【労務トラブル】・・・課長に残業代は不要か?

03 【就業規則】 …その中身は何を書けばいいのよ?

04 【助成金】 ・・・茨城で魅力的な助成金とは?

05 編集後記、プロフィールなど

労務トラブル奮戦記

他人の失敗から学ぶリスク対策

課長に残業代は不要か? 編

会社への不平・不満・不信から当局に駆け込む者が後を絶たちません。年間100万件を超える労使紛争に、あなたは無関心でいられますか?

「ウチでは、課長以上の管理職には残業手当を付けていないよ! 当たり前でしょ!?」

*******これって、本当に当たり前なのでしょうか?

労働基準法 41 条にこんなことが書いてあります。

「監督もしくは管理の地位にある者」については、時間外労働に対する割増賃金の支払い義務は発生しない。(要約し、わかりやすく表現変更しています)

ところで、「監督もしくは管理の地位にある者」(以下、管理監督者と略す)とは、いったいどういう人を指すのでしょうか?

法律上の管理監督者=管理職(課長など)だと信じている人がほとんどです。

<u>しかし、この認識は誤りです。</u> しかも、リスクを伴う危険な誤りなのです。 T

平成 20 年ごろ、社会問題化した有名なマクドナルド の判例を覚えていますか?

今月のリアル失敗事例



マクドナルドの店長が「自分は管理監督者ではない」と主張し、残業代を請求したことがありました。

マスコミで「名ばかり店長」と騒がれたアノ事件です。

その店長は、一店舗の責任者であり、もちろん管理職です。だから当然、マクドナルド社としても残業代を払っていませんでした。

しかし結論からいうと、

裁判所はマクドナルドに、その店長に残業代として約503万円を支払うように命じました。

店長側の完全勝利です。

その店長の仕事の実態が、法律上の管理監督者とは認められなかったのです。

若き社労士の視点



この事例は、

中小企業の経営者にとってもかなりヤバイ問題です。

法律上の「管理監督者」の認定基準がとんでもなく厳 しいのです。大企業の店長ですら、管理監督者と認め られませんでした。いわんや中小企業では更に認めら れません。

課長・部長などの管理職と呼ばれる人のほとんどは、 法律上の管理監督者ではないと判断される。その結果、 残業手当の未払い問題が発生してしまうのです。

もしも、あなたの会社で、課長以上の社員が残業代を 請求してきたら、ほぼ確実に会社側の負けでしょうね。

会社として対策を立てておいた方がよさそうです!

就業規則これで安心

ルールで会社が発展する!

その中身は何を書けばいいのよ? 編

信賞必罰。「ヒト」に関する ルールをトラブル防止の 観点で整備し、やる気人 材が活躍でき、よい人材 が集まってくる会社を目指 せ!それが会社の発展に 直結します。

10人以上従業員がいれば、就業規則を作成しなくてはなりません。法律で決まっています。

「面倒だから、ウチはいらないよ」

なんて言わないでくださいね。さらには、

「その中身は何を書けばいいのよ?」

・・・そんな声が聞こえてきそうです。



誤解を恐れずにいうと実は、 「**何でも盛り込んでOK**」なのです。

しかしながら、労働基準法には、こうあります。

「全従業員に適用される労働条件に関することなら、 すべて盛り込まなくてはいけない」(法律の表現は、 ちょっとわかりにくいですね!)

それでは、盛り込むべきを具体的にみてみましょう!

■――就業規則に盛り込む最低限の事項――■

- 1. 始業・終業の時刻、休憩、休日、休暇などについて
- 2. <u>賃金の決定、計算、支払いの方法、賃金の締切り、</u> 支払い時期、昇給(降給)について
- 3. 退職について

~労働基準法で定められる絶対的記載事項をわかりやすく表現~

ここまでは、絶対に盛り込まなくてはなりません。 要は、もめ事の多いポイントについては最低限、「絶 対に決めなさいよ」ということなのです。

さらにもう少し、法律には決まりがあります。

■――もしルールがあるなら記載する事項――■

(社内に決めごとがあるなら規則化しなくてはならない)

- 4. 退職金の適用範囲、決定方法、計算・支払い方法
- 5. ボーナス・手当・臨時の賃金、最低賃金について
- 6. 食事、作業用品の負担について
- 7. 安全、衛生について
- 8. 職業訓練について
- 9. 災害補償、傷病扶助について
- 10. 表彰、制裁について(種類や程度)
- 11. その他すべての労働者に適用される事項

~労働基準法で定められる相対的記載事項をわかりやすく表現~

どうでしょうか?

法律で「これだけは記載してね!」と規制される部分 についてご理解いただけたと思います。

若き社労士の視点



確かに、最低ラインを規制されているという側面が就 業規則にはあります。

しかし、法律は「自由に書いてはいけない」とまでは 言っていません。最低ラインさえ守れば、**自由な発想** で作成してOKなのです。

私はあなたの「感情」の部分も入れるべきだと思って います。経営者のあなたには「重視したいこと」や「これだけは厳しくしたいこと」など、様々あるはずです。 会社の将来像や夢、家族や従業員への想いなど・・・。

就業規則へあなたの「感情」を入れてみてください! きっと、会社の発展に役立つはずです。

助成金ゲット情報局

今だからお奨めする 1 点チョイス

茨城で魅力的な助成金とは? 編

とにかく複雑な助成金 ですが、誤解を恐れず に やさしい言葉で解説 に挑みます。 「これ、おいしいよ」と現 金給付の魅力が実感

できるはず!

【実習型雇用の助成金】



「松本さんのおすすめする助成金は何なの?」 とよく聞かれます。

今なら迷わず、<u>ハローワークで採用するともらえる実習型</u> 雇用の助成金をお奨めしています。

なぜか?簡単にいうと、2つの理由があります。 それは、

①トータル最大1人あたり受給額が大きい

②やる気人材が採用できる確率が UP

それでは、順を追ってアウトラインをみていきましょう!

もらえる会社の目安



- ▶ 雇用保険に加入していて
- ▶ 被災9県の会社(もちろん茨城県は該当)で
- ▶ この助成金をセットした求人票をハローワークへ

対象となる求職者の目安



▶ 東日本大震災の発生時に、被災9県の災害救助法 適用地域に居住していた人(茨城県では県西の一部 を除いて全域が該当)

ここまでの条件で、こう思いませんか? 「難しくないよね?ほとんどの会社が該当するのでは?」

その通り。茨城では、超・該当しやすいのです。

流れの簡略図

●まずは試行雇用(いわゆるお試し雇用期間)

月額 10 万円×6 カ月

●さらに正規雇用すると

6カ月経過、50万円

1年経過、50万円

つまり、1人採用につき1年半で

160 万円 ゲット可能

若き社労士の視点



この助成金は、<u>実務経験や資格のない求職者に、必要な</u> 技能や知識を習得させることを目的としています。 ですから、即戦力の求職者は対象になりません。

しかし、多くの経営者様は、こう言います。

「経験はなくてもヤル気さえあれば、しっかり教え 込んで育てたい」

こんな会社には、とっても「魅力的な」助成金なのです。

求人票への記載を工夫することで、ヤル気のある人材を 呼び集めることが可能。 御社で身につけることができるス キル・技能などをしっかりと記載してください。

そして、こう呼び掛けるのです。

「当社で一生もののスキル・技能を身につけませんか?」

詳しくは、ご相談ください!おすすめです!

編集後記



うまいラーメン屋さんであれば、 「どこでも行く!何時間でも待つよ!」 というタイプの男性は多いですね。

先日、仕事の仲間といっしょに行ったラーメン屋さん のご紹介をします。その仲間はラーメンにうるさい人 間ですが、ベタボメでした。私も大好きな店です。

店名:**暖宝**(だんぽう)

場所:ひたちなか市大平4-5-17 金上駅すぐそば

その他情報:月曜日休み TEL:029-273-9740

おすすめは、「白みそラーメン」です。 味噌と牛乳のブレンドらしく絶妙な味。あっさりして コクがある。しかも手打ち麺。・・・ウンチクです(笑)



この辺では古くからの有名店(建物は普通の住宅) お近くに来た時にでも食してみてください。 ちょっと駐車場が狭いのでお気をつけて!

松本みつはる



~プロフィール~ 松本 光治 (まつもと みつはる)

社会保険労務士/ファイナンシャルプランナー/損害保険新特級資格 1971 年(昭和 46 年)6 月生まれ、41 歳。埼玉県出身。 専修大学経済学部卒業。外資系損保 AIU 保険会社を経て、独立。

2人の男児の子育てに苦戦中、完璧な親バカ。(詳しくは HP をご覧ください)

■PSRnetwork 全国 900 の社労士事務所のネットワーク正会員

ご意見・ご相談をお寄せ下さい!

営業一筋 17 年を通じて、数多くのお客様にお世話になり、多くを学ぶ。そんな経験から「もっと役に立ちたい」という思いを強烈に抱く。「価値ある情報」と「ちょっとした知恵」で、目の前の不安を1つ1つ解消します。サービス三本柱は、ズバリ【労務リスク】【損害保険】【助成金】。まじめで人間味ある対応をあなたがお望みなら、私は適任でしょう。真剣に事業経営に挑み、自ら改善したいという方からの ご相談を心よりお待ちしております。

松本みつはる社会保険労務士事務所

茨城県社会保険労務士会 登録番号 08110029 号

〒312-0013 茨城県ひたちなか市上野2-2-3 自宅兼事務所

~~~ お気軽にご連絡ください! ~~~

ТеІ: 029-275-4700 携帯: 090-3213-4754

Fax: **029-212-5112** (24 時間受付)

メール: info@matsu-sharo.com (24 時間受付)

ホームへ゜ーシ゛: http://www.matsu-sharo.com 松本みつはる 検索

### 無料、動画「助成金 入門セミナー」 開講しました!(HPから)

